

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成23年度広域連合長会議 会議要旨

日時：平成23年6月8日（水）14：30～15：31

場所：都市センターホテル 5階 「オリオン」

1 開会

2 会長挨拶

・3月11日の地震と津波、その後の原発事故により、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りし哀悼を捧げるとともに、被災され避難所にいらっしゃる方あるいは希望することとは全く意に反して遠く避難しなければならない皆様に心からお見舞いを申し上げます。

・高齢者医療制度改革会議において、皆様方からいろいろな案に関する御意見を頂戴し、委員として意見を述べさせていただきました。その経過を踏まえ昨年12月に最終とりまとめが示されたが、全国知事会等からの合意が得られていない状況、また東日本大震災が発生したこともあり、未だ国会への正式な法案上程、提出に至っておらず、移行時期については不明確、不透明な感があるという状況と認識している。

・一方で、社会保障と税の一体改革に向けて集中検討会議が開催され、後期高齢者医療制度については、改めて廃止に向けた取り組みを進めるとされており、また、医療保険の広域化、医療保険制度の一元的運用、国民皆保険制度の堅持が明記されている。

・このような状況下、本協議会としては、高齢者が将来にわたって安心して医療を受けることの出来る体制を作るため、より良い高齢者医療制度の構築、改善、充実ということに対して、現場、地域の様々な実情や本音を踏まえた提案を、国に対してきちっとしていくことが重要である。

3 議事

(1) 平成22年度事業報告について

・質疑なし、承認

(2) 平成22年度決算について

・質疑なし、原案のとおり承認

(3) 平成23年度事業計画（案）について

・質疑なし、原案のとおり承認

(4) 平成23年度予算（案）について

・質疑なし、原案のとおり承認

(5) 役員を選任について

・質疑なし、幹事の互選結果について報告

(6) 要望書 (案) について

- ・質疑なし、原案のとおり採択

4 来賓紹介・来賓挨拶

- ・紹介：大塚 耕平厚生労働副大臣、吉岡てつを高齢者医療課長
- ・挨拶：大塚 耕平厚生労働副大臣

○自治体管下でお亡くなりになられた皆様方に御冥福をお祈り申し上げますとともに、皆様方にお見舞いを申し上げます。

○高齢者医療制度改革会議において、昨年の12月に取りまとめをさせていただいたが、大きくは75歳以上の方も若い世代と同じ制度にお入りいただくという方向感、国保の負担が重くなるため、運営の主体を徐々に都道府県単位で担っていくという方向感で骨子をまとめさせていただいた。

○6月2日に集中検討会議で社会保障制度改革案を取りまとめたが、総理の退任表明により道行きが少し不透明な点はあるが、政権がどんな形になろうと政策課題は変わらないので、粛々と医療制度をどうするか皆様方の御理解、御助言をいただきながらしっかりと対応していきたい。

5 要望書手交

- ・横尾会長から大塚副大臣へ手渡し

6 厚生労働省と意見交換

【質疑】戸敷副広域連合長（宮崎県）

Q1) 口蹄疫の殺処分対象畜産農家を対象に減免措置したが、調整交付金の交付積算基準に満たなかったため特別調整交付金の交付を受けられなかった。

その他特別な理由により特別調整交付金の交付を受けられるよう制度の見直しをお願いしたい。

Q2) 特別立法により手当金が交付されたが、非課税ではなく免税措置のため手当金所得増の分だけ後期高齢者医療保険料が増加することとなったが、国においては条例減免で配慮するような方向を示された。

市町村や被保険者の手続き負担の軽減の観点から、税と同様の措置を講じることが出来ないか。また、保険料減額分については財政上支障が無いよう予算措置を講じていただきたい。

私どもが経験した経緯から、全国に予防措置も含め財政負担、軽減措置を考慮していただきたい。

A1) 保険料の減免が行われた場合、財政支援をするスキームがある。現行の制度では、市町村ごとに見て1%以上保険料が少なくなると、特別調整交付金から助成するスキームとなっている。国保及び介護では3%以上が対象となっていることから後期高齢者医療制度では、より手厚く幅広く財政支援出来るようにしているが、今回は市町村ごとに見ても1%に満たず対象外となったということ。

A 2) 特別立法による手当金が支給されることについては、一定の財政支援を行わなければならないと思っており、実務的なことについては、これから宮崎県広域連合さんとお話をさせていただいて適切に財政支援を行っていきたいと考えている。

岡崎広域連合長（高知県）

Q 3) 今回の消費税5%アップについて、地方負担分が入っていないと読み取れるのが今問題となっており、財務省が示した資料では地方が実施している単独事業分がほとんど入っていない。分かりやすく言うと、国の保育料の基準などは、地方の単独事業で補填して支えているが、その財源部が入っていないというのが大きな問題点であり、そこが理解されていないというのが一つの問題である。

もう一つは、国保が後期高齢者の代わりで支えていくこととなると、国保の財源強化が欠かせないものとなる。国保の財源強化がないと都道府県が受けられないということ、また、町村国保は破綻しかかっていることからもちっと財源を入れて支えていただきたい。

A 3) 消費税の5%アップについては、最終決定した訳ではなく、現在考え方が提示されている段階である。その中で、片山大臣の発言があり、その背景にある自治体の立場は重々理解している。

単独事業が、国の足りない部分を補っているものなのか、地域で弾力性のある社会保障制度にしていくのかということを示唆しているのかについて、認識を共有した上で結論をださなければと思っている。

国保の財源強化のことは、今後、国保の運営主体を都道府県が担っていくという方向に進むことが確実になったら、その財源対応について議論しなければならないと思っている。

釘宮広域連合長（大分県）

Q 4) 民主党が掲げる地域主権改革に基づいて政策を進めてきたが、子ども手当のように政府が決め、頭越しに制度を作ったものに対し地方に負担をさせる。税と社会保障の一体改革の議論でも、国の都合で議論が進み、地方は財源の担保が無いまま次々と提案される。そういう状況の中で、民主党政権が今後どういう考えで進めていくのか聞かせていただきたい。

A 4) 今後は、国と地方の協議機関をしっかり動かし、地方に関わるような内容について頭越しに決めていくことは無いようにし、その仕組みがまわり始めた暁には、自ら決める代わりに責任を負うという地方自治体の皆様も更に高いステージに挑戦をしていただくことになるかと思う。